

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成21年7月20日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 「次に記載する審査請求に関して、不服申立てが提起されてから現在までの間、裁決していないことを容認した理由や裁決が行われていない経緯、並びに2年もの歳月にわたって裁決を引き延ばしているその法的根拠（広島県の部内規定を含む。）を記載している決裁文書・事務引継書・法務グループや法制担当者と協議された内容を記録している文書などのすべてを開示請求の対象とします。」

(2) 「おって、上記の対象とする審査請求は、平成21年6月8日付け土整第130号の行政文書部分開示決定通知書で部分開示された、協議（聞取り）記録の協議名が「●●氏からの審査請求に係る行政指導について」の中で指摘されている審査請求とします。」

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年7月28日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年9月23日付けで、本件処分を不服として、行政不

服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、行政不服審査法に基づく不服申立てが広島県知事宛てにあったにもかかわらず、当該不服申立てに対する裁決を行っていないことを容認した理由や経緯、並びに2年もの歳月にわたって裁決を引き延ばしている法的根拠（広島県の部内規定を含む。）を記載している決裁文書等の全てを不開示としたものである。

よって、本来は当然に作成されるべき「裁決を行っていないことを容認した理由や経緯、裁決を引き延ばしている法的根拠（広島県の部内規定を含む。）を記載している決裁文書等」、本件請求の対象とした行政文書を適正に開示するよう要求する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が本件請求の中で示している審査請求については、本件請求時には裁決が行われていなかったが、その後裁決は行われており、裁決していないことを容認することはなく、そうした理由や、裁決が行われていない経緯及び裁決を引き延ばしている法的根拠を記載している決裁文書や事務引継書はない。

また、裁決していないこと及び裁決を引き延ばすために法務グループや法制担当者と協議することはないため、協議内容を記録している行政文書はな

い。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、広島県知事宛てにあった行政不服審査法に基づく不服申立てについて、当該不服申立てに対する裁決を行っていないことを容認した理由や経緯、裁決を引き延ばしている根拠（広島県の部内規程を含む。）を記載している「決裁文書・事務引継書・法務グループや法制担当者と協議された内容を記録している文書などのすべて」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

これに対して、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件請求文書の対象となる審査請求について

異議申立人は、本件請求文書の対象となる審査請求について、「平成 21 年 6 月 8 日付け土整第 130 号の行政文書部分開示決定通知書で部分開示された、協議（聞取り）記録の協議名が「●●氏からの審査請求に係る行政指導について」の中で指摘されている審査請求とします。」としている。

実施機関に対し、ここにいう「審査請求」の捉え方について確認したところ、実施機関は次のように説明する。

ア 平成 21 年 7 月 20 日付けで提出された行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する行政文書の件名又は内容（できるだけ具体的に記載してください）」欄には、「行政不服審査法に基づく」、「県知事あてに」なされた「審査請求」であって、「現在までの間、裁決していない」と記載されている。

イ このことから、本件請求文書にいう「審査請求」とは、平成 19 年 7 月 8 日付けでなされた、平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号で広島県東広島建設事務所長によって行われた砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の不許可

処分に対する審査請求（以下「不許可処分に対する審査請求」という。）のことを指すものと捉えている。

本件開示請求書には、「審査請求」、「2年もの歳月にわたって裁決を引き延ばしている」とあり、不許可処分に対する審査請求が、本件請求の約2年前である平成19年7月8日付けで実施機関に対して提起されていることからすると、本件請求文書にいう「審査請求」は、不許可処分に対する審査請求のことを指すものと認められる。

(2) 本件請求文書について

実施機関は、不許可処分に対する審査請求は、本件請求時には裁決が行われていなかったが、その後裁決は行われており、裁決していないことを容認することはなく、そうした理由や、裁決が行われていない経緯及び裁決を引き延ばしている法的根拠を記載している決裁文書や事務引継書はなく、また、裁決していないこと及び裁決を引き延ばすために法務グループや法制担当者と協議することはないため、協議内容を記録している文書はない旨を説明する。

この点について、当審査会において、実施機関に確認したところ、不許可処分に対する審査請求は、平成19年7月8日付けで提起され、その後、弁明書提出、反論書提出、再弁明書提出、再反論書提出等を経て、平成22年1月25日付けで裁決が行われている。

また、不許可処分に対する審査請求の裁決に係る決裁文書は本件請求の時点では存在していなかったものであるが、当審査会において、当該決裁文書を取り寄せて確認したところ、当該決裁文書中には、裁決をしないこと、裁決を引き延ばすこと等を示すような記述はなかった。

こうしたことから、このような実施機関の説明は、不自然とはいえず、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) 総括

以上のことから、実施機関が、本件請求に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

| 年 月 日                        | 処 理 内 容  |
|------------------------------|--|
| 平成22年3月4日                    | ・ 諮問を受けた。                                      |
| 令和元年5月9日                     | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。                          |
| 令和2年3月24日                    | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。                            |
| 令和2年5月18日                    | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。<br>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 令和3年10月29日<br>(令和3年度第7回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 令和4年7月29日<br>(令和4年度第4回第3部会)  | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 令和4年9月2日<br>(令和4年度第5回第3部会)   | ・ 諮問の審議を行った。                                   |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 金 谷 信 子              | 広島市立大学教授  |
| 中 根 弘 幸<br>( 部 会 長 ) | 弁護士       |
| 山 田 明 美              | 広島修道大学准教授 |